

「裁判員制度」の具体的制度設計要綱（要約）

1 対象事件

裁判員制度の対象事件は、法定合議事件（裁判所法26条2項2号）その他の事件で被告人が選択した事件とする。

2 争いのある事件と争いのない事件の区別

- 争いのある事件の手續と争いのない事件の手續を区別すべきである。
- この手續の区別は、裁判官のみが関与して公開法廷で行われる期日（仮称「答弁期日」）において行う。
- 争いのある事件では、有罪・無罪の認定手續と量刑手續とを区別すべきである。
- 争いのない事件では、直接主義・口頭主義の下で、「簡略な有罪認定手續」（仮称）と量刑手續が行われる。

3 集中審理・連日的開廷を可能ならしめる制度

集中審理・連日的開廷を可能ならしめるために、

- ・ 保釈（起訴前・後）の原則化等勾留制度の改善
- ・ 刑事訴訟法39条3項の削除をはじめとする接見交通権の実質的保障
- ・ 国費による弁護人に対する十分な費用保障
- ・ 弁護人に対する何らかの調査権限の付与

等の制度的保障を確立する。

4 証拠開示

以下の骨子に基づく証拠開示制度を導入すべきである。

- ・ 検察官は、起訴後直ちに、弁護人又は被告人に対し、検察官が所持する全ての証拠の目録（標目）及び内容（要旨）を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 弁護人又は被告人は、検察官に対し、起訴後、検察官が請求する予定の全ての証拠及び検察官が交付した証拠の目録（標目）に記載されたその他の全ての証拠の閲覧・謄写を請求することができる。なお、少なくとも検察官が請求する予定の全ての証拠については、検察官は弁護人又は被告人に対し、起訴後直ちにその写しを交付すべきである。
- ・ 検察官が、証拠の閲覧・請求に応じないときは、弁護人又は被告人は、裁判所に対し、証拠開示命令を請求できる。
- ・ 裁判所は、弁護人又は被告人から請求があったときは、検察官に対し、証

証拠開示命令を発することができる。裁判所は、証拠開示命令の審理に際し、検察官に当該証拠の提示をさせることができる（イン・カメラ制度）。

- ・ 司法警察職員は、起訴までに、所持する全ての証拠を検察官に送付しなければならない。
- ・ 弁護士又は被告人に開示していない証拠を検察官あるいは司法警察職員が所持していることが明らかになったときの厳格な制裁規定を設ける。

5 公判準備手続

- 公判準備手続は、4項記載の証拠開示を前提にした争点整理に基づいて有効な審理計画を立てることを目的とする。
- 公判準備手続は、起訴後検察官による証拠開示が行われ、「答弁期日」（仮称）が開廷され、当事者の準備期間（7項参照）を経た段階（あるいは、当事者の準備活動と並行しつつ）で行われる。
- 公判準備手続では、争点整理、証拠調べ請求手続、証拠の採否（証拠能力の判断を含む）に関する決定手続、公判期日の確定等の手続が行われる。
- 争いのある事件の事実認定手続における公判準備手続の裁判官とその後の公判手続等に関する裁判官は区別する。

6 証拠能力の有無の判断等裁判員が関与すべき事項

裁判員を完全に無作為抽出とすること、裁判員の数を多くすること、公判準備手続の裁判官と公判手続の裁判官を区別すること等の条件を前提にして、裁判員が決定権を持って関与するのは、原則として有罪・無罪及び量刑の判断のみとする。

- 例外的に関与すべき場合としては、公判手続において訴訟の有効性が問題とされる場合（例えば、公訴権濫用の有無）のように、判決書にその判断が示される事項には裁判員も関与するということが考えられるがなお検討する。

7 準備期間

証拠開示後「答弁期日」が開廷されるまでの間、「答弁期日」後公判準備手続が開始されるまでの間、公判準備手続が行われている間、公判準備手続終了後公判手続開始までの間のいずれにおいても、必要かつ十分な準備期間（ウェイティング・トライアル）を保障すべきである。

8 裁判員と裁判官の数、裁判官の在り方

- 裁判官の数は2人とする。
- 裁判員の場合は9人とする。但し、死刑にあたる事件の場合（自白事件含む）は12人とする。

9 裁判員の選任

- 選挙人名簿から具体的事件における裁判員選任手続のための裁判員候補者の選任に至るまでの間は常に無作為抽出で選任すべきである。
- 資格要件、欠格事由、除斥事由、辞退事由（免除事由）を設ける。
- 理由つき忌避及び理由なし忌避の双方を認めるべきである。
- 裁判員候補者に対する当事者の質問権を認めるべきである。

10 直接主義・口頭主義の徹底

- 裁判員制度における公判期日では、徹底した直接主義・口頭主義に基づいた弁論と証拠調べが行われるべきである。
- 供述証拠に関する証拠調べ請求は、原則として人証によらなければならない。
- 刑事訴訟法 321 条 1 項 2 号、3 号（国外にいる場合以外の供述不能の場合を除く）、322 条 1 項を廃止するなど伝聞法則を厳格化する。
- 裁判官と裁判員の評議・評決は、審理終了後直ちに行わなければならない。
- 評議において訴訟記録を参照するのは確認の範囲にとどめるべきである。
- 公判手続の更新は認めない。

11 裁判員の質問

- 裁判員に証人等に対する質問権を認める。
- 裁判員が証人等に質問するには、あらかじめ、その旨を裁判長に告げなければならない。

12 裁判官の説示の有無、方法

- 裁判長は裁判員に対し、公判廷において、冒頭説示、中間説示、最終説示等必要な説示を行うべきである。
- 裁判長は、最終説示の内容について、予め当事者の意見を聞かなければならない。
- 最終説示に対する当事者の異議を認めるべきである。

13 評議・評決・判決

- 評議の在り方
 - ・ 評議は裁判長が主宰する。
 - ・ 評議は、審理終了後直ちに、独立の評議室において、評決に至るまでの間原則として継続して行う。
 - ・ 裁判官及び裁判員は、評議前に、訴訟手続上の問題等について議論すること以外、事件について話し合ってはならない。

- ・ 裁判官だけで、評議開始後に事件について話し合ってはならない。
- ・ 裁判員が、主体的・実質的に評議に関与できるための評議のルールを策定する。
- 評決の在り方
 - ・ 評決は全員一致とするが、一定の要件のもとで特別多数決制とする（但し、死刑選択の場合は全員一致を必要とする）。
 - ・ 評決は各争点毎に行うとともに、結論である罪体及び量刑について行う。
 - ・ 評決は、書面による秘密投票とする。
- 判決の在り方
 - ・ 判決は、評議終了後直ちに公判廷で宣告する。
 - ・ 判決書は、判決宣告後直ちに作成する。
 - ・ 判決書では、説示に示された争点ごとにその理由を記載する。

14 独立評決制

一定の場合に、裁判員だけで事実認定を決定する独立評決制を設けるべきである。

15 量刑手続

- 争いのある事件では、有罪・無罪の認定手続と量刑手続を区別すべきである。
- 量刑手続の主張立証も、有罪・無罪の認定手続と同様に直接主義・口頭主義に基づき実施されるべきである。

16 上訴の在り方

- 事実誤認及び量刑不当を理由とする被告人に不利益な検察官控訴を禁止する。仮にこれらの点に関する検察官控訴を認めるにしても、控訴理由は、「明らかな事実誤認の疑い」、「明らかな量刑不当」とする。
- 被告人の控訴理由は現行法のとおりとする。
- 裁判員制度による裁判に対する控訴審は、まず裁判官のみにより控訴理由の有無を判断し、控訴理由があると認められる場合は原判決を破棄し、原則として事実審理開始決定を行わなければならない。
- 事実審理開始決定後の審理は裁判員も関与した裁判体とし、以下のような審理構造で行う。
 - ・ 審理方法は覆審とし、1審と同程度の直接主義・口頭主義に基づく審理とする。
 - ・ 裁判官の数は3人、裁判員の数は12人とする。
 - ・ 事実審理開始決定までに関与した裁判官は事実審理開始決定後の審理に

関与することはできない。

- 裁判官は、明らかな事実誤認あるいは量刑不当が認められ、被告人に有利な判決をする場合などにおいては、事実審理開始決定を行うことなく自判することができる。

17 裁判員の主体的・実質的関与を可能にする工夫

- 裁判員（候補者含む）に対する説明を繰り返し行う。
- 裁判員が主体的・実質的に関与できるような法廷構造等とする。
- 法曹は、裁判員にわかりやすい訴訟進行を心がける。
- ロースクール教育に裁判員制度のもとでの訴訟活動のカリキュラムを設ける等研修制度を設ける。

18 裁判員の出席が容易になるための工夫

- 裁判員（裁判員候補者含む）に対する旅費・日当等を充実したものとする。
- 従業員が裁判員（裁判員候補者含む）になることを使用者が妨げてはならない旨明示する（労働基準法7条参照）。
- 裁判員制度についての日常的広報・啓蒙活動を継続的に行う。
- 仮称「裁判員協会」（検察審査員協会参照）を作る。

19 報道の在り方

- 報道機関は、裁判員あるいは裁判員候補者に予断や偏見を与えない報道を工夫すべきである。
- 裁判員あるいは裁判員候補者に取材目的で接触すべきでない。

20 裁判員への接触禁止等

- 裁判員の守秘義務を規定する。
- 裁判員への接触禁止（贈収賄禁止含む）規定を設ける。
- 裁判員の安全保持に関する具体的規定を設ける。

21 裁判員制度をよりよい制度とするための刑事手続の改革

代用監獄の廃止、取調べの可視化等自白中心主義の捜査の改革等刑事手続の改革がなされるべきである。